

長野県立大学デリバリー・アカデミア実施要綱

(令和元年8月1日 要綱第907号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、長野県立大学（以下「本学」という。）が実施するデリバリー・アカデミアに関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 デリバリー・アカデミアは、本学の教員が学外に向けた講座を実施することにより、本学の教育研究上の成果を広く社会に開放し、生涯学習（リカレント）の機会を地域住民に提供するとともに、本学と地域社会との連携を深め、住民による地域活動・地域貢献を促進することを目的とする。

(実施形態)

第3条 デリバリー・アカデミアは、本学が年度ごとに編成する演題のうちから、次条に規定する対象団体が希望する講座の申込みに応じて、当該講座を担当する教員を対象団体に派遣またはオンラインで講座内容を提供することにより実施する。

(対象団体)

第4条 対象団体は、長野県民が参加する地域の団体（自治会、サークル、NPO法人等）及び教育機関等（保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）で、かつ、長野県内で開催されるものとする。

2 収益を目的とするもの、政治的または宗教的な目的を持つものなど、デリバリー・アカデミアの目的にそぐわないと認められるものは対象としない。

(申込み)

第5条 対象団体からのデリバリー・アカデミアの申込みは、別に定める長野県立大学デリバリー・アカデミア募集要項により行う。

(実施料等)

第6条 デリバリー・アカデミアに係る実施料は、26,000円（消費税込み）とする。

2 デリバリー・アカデミアの実施に係る教員の交通費（宿泊費を含む。）は、前項の実施料とは別に、申込みをした対象団体の負担とする。

3 対象団体は、本学の指定する方法及び指定した期日までに実施料を納付するものとする。

(実施の中止)

第7条 デリバリー・アカデミアの実施が決定した後、天災事変その他のやむを得ない事由によってデリバリー・アカデミアの実施が困難となったときは、本学はその実施を中止することができる。

(損害賠償)

第8条 デリバリー・アカデミアの実施中における事故により、受講生が負傷するなど賠償が生じた場合は、本学の故意又は重大な過失によるものを除いて、本学はその損害を賠償しない。

(事務)

第9条 デリバリー・アカデミアに係る事務は、ソーシャル・イノベーション創出センターにおいて処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、デリバリー・アカデミアの実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。